

令和2年8月6日

第8回定例北見市教育委員会議案

北見市教育委員会



令和2年第8回定例北見市教育委員会付議事件一覧

| 議案番号  | 件名                                    | ページ |
|-------|---------------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 教育財産の用途廃止について                         | 1   |
| 議案第2号 | 北見市留辺蘂町青少年会館条例を廃止する条例に同意することについて      | 3   |
| 議案第3号 | 北見市留辺蘂町八方台スキー場条例の一部を改正する条例に同意することについて | 4   |
| 議案第4号 | 北見市留辺蘂町開拓資料館条例の一部を改正する条例に同意することについて   | 5   |



議案第1号

教育財産の用途廃止について

教育財産を次のとおり用途廃止する。

令和2年8月6日提出

北見市教育委員会  
教育長 志賀 亮 司

◎用途を廃止する財産の表示

○用途を廃止する建物（所在地：北見市留辺蘂町宮下町番外地）

| 番号 | 用 途   | 構 造         | 面 積                   |
|----|-------|-------------|-----------------------|
| ①  | 青少年会館 | ブロック造亜鉛葺平屋建 | 501.85 m <sup>2</sup> |
| ②  | 石炭庫   | 木造亜鉛葺平屋建    | 16.56 m <sup>2</sup>  |
| ③  | 陶芸施設  | 軽鉄造亜鉛葺平屋建   | 15.16 m <sup>2</sup>  |
| 計  |       |             | 533.57 m <sup>2</sup> |

※施行日：令和3年4月1日

議案第 2 号

北見市留辺蘂町青少年会館条例を廃止する条例に同意することについて

北見市留辺蘂町青少年会館条例を廃止する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、次のとおり市長から意見を求められたので、原案に同意する。

令和 2 年 8 月 6 日提出

北見市教育委員会  
教育長 志 賀 亮 司





議案第 3 号

北見市留辺蘂町八方台スキー場条例の一部を改正する条例に同意することについて

北見市留辺蘂町八方台スキー場条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、次のとおり市長から意見を求められたので、原案に同意する。

令和 2 年 8 月 6 日提出

北見市教育委員会  
教育長 志 賀 亮 司



議案第 4 号

北見市留辺蘂町開拓資料館条例の一部を改正する条例に同意することについて

北見市留辺蘂町開拓資料館条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、次のとおり市長から意見を求められたので、原案に同意する。

令和 2 年 8 月 6 日提出

北見市教育委員会  
教育長 志 賀 亮 司